令和３年１１月２６日

|  |
| --- |
| 利用定員制限の解除について |

　　新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用定員の制限を実施してまいりましたが、東京都による令和３年１２月１日からの「基本的対策徹底期間における対応」の実施に伴い、利用定員の制限を解除いたします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況により、再度定員制限を行う場合がありますのでご了承ください。

|  |  |
| --- | --- |
| **利用定員制限の****解除日** | **令和３年１２月１日（水）** |
| **※12月1日から通常の定員での予約の受付を開始いたします。** |
| （その他の対応について） |
| 利用条件の順守について | 利用される方は、各種目（利用目的）に設定された利用条件を順守してください。※種目（利用目的）によっては、利用条件を順守した結果、定員上限では利用できない場合があります。 |
| 令和3年11月30日（火）までに予約した貸室の取り扱いについて | 12月1日以降の利用分の貸室で、定員制限に対応した貸室を予約している場合（11月30日までの抽選申込分を含む）は、キャンセル料なしでキャンセルの手続きを行い、別の空いている貸室を予約することができます。※既に使用料を支払い済の場合は全額還付します。※予約を取り消す際は施設予約システムから取り消さず、必ず施設へご連絡ください。 |
| 定員制限による施設使用料の取扱いの終了について | 利用定員制限に伴う地域団体の活動の負担を軽減するため、一定の要件等に該当する団体に対して定員制限前の使用料で貸室を使用していただいておりましたが、定員制限の解除に伴い、認定の受付を令和3年11月30日（火）で終了いたします。同じく、本制度による差額の還付も、令和3年11月30日（火）までの予約分が対象となります。（11月30日までの抽選申込分を含む） |

※上記の取扱いは、今後の感染の拡大状況等を踏まえ、変更になる場合があります。ご不明な点は、各施設窓口へお問い合わせください。

**文京区勤労福祉会館**

利用種目別利用条件（令和３年10月4日）

別　紙

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **No** | **利用種目** | **利用条件** | **10/4****変更点** |
| 1 | 茶道 | １ 練習中はマスクを着用し、会話は必要最低限度に留めること２ 人と人の間隔は２ｍ（最低１ｍ）空けること３ 換気はこまめに行い、30分に1回以上５分間程度を目安とすること４　お茶をいただく際は、茶巾等も含め茶器を各自用意すること。作法のみの場合は貸し出し可能。５ 道具の共有は避け、一つの道具は一人が扱うことし、使い回しは避けること６　お茶をいただく際は、点て合うことは避け自服にて行うこと７　濃茶は茶碗を替え銘々一服とし、飲みまわしは避けること８　茶菓子は大皿などに盛り付けず、銘々皿に設け、飲食を摂るとき以外はマスクを着用すること９　練習前後や休憩中においてもマスクは必ず着用し、休憩中の密集や大声での会話は控えること | 作法のみ↓点前可 |
| 2 | 社交ダンス | １　ダンス時もマスクを着用し、会話は必要最低限度に留めること２　団体で消毒液を準備し、会場使用前後の手指消毒を徹底すること３　カップル単位で２ｍ以上の距離を確保し、カップル組み換えを行うパーティー形式の練習は行わないこと４　練習前後や休憩中においてもマスクは必ず着用し、休憩中の密集や大声での会話は控えること | 人同士が触れない練習↓ペア練習可 |
| 3 | 囲碁・将棋 | １　人との接触や会話を控え、ガイドラインに沿って実施すること２　団体で消毒液を準備し、1ゲームごとに手指消毒を行うこと | 消毒液を団体で準備 |
| 4 | 麻雀・カードゲーム | １　対局中もマスクを着用し、人との接触や会話は、必要最低限度に留めること２　団体で消毒液を準備し、1ゲームごとに手指消毒を行うこと３　メンバーが変わる都度、使用備品（麻雀卓及び牌、カード等）の消毒を行うこと４　できるだけ ２メートルの対面距離を空けること（距離を確保できないことが見込まれる場合は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置するなどの工夫を行うこと）５　対局前後や休憩中においてもマスクは必ず着用し、休憩中の密集や大声での会話は控えること | 利用再開 |
| 5 | かるた | １　施設の定員内での利用とし、使用の際は、読手と取り手の距離を２ｍ以上空けるなどガイドラインに沿って行うこと２　マスクはガイドラインに関わらず必ず着用し、会話は必要最低限度に留めること３　団体で消毒液を準備し、利用前後に手指消毒を行うこと４　３０分ごとに５分以上の換気を挟むこと５　競技をする場合はガイドラインに基づき行うこと６　使用した札は、当日の使いまわしは避けること７　練習前後や休憩中においてもマスクは必ず着用し、休憩中の密集や大声での会話は控えること | 利用再開 |
| 6 | 弦楽器・打楽器吹奏楽 | １　２ｍの間隔をとること２　ガイドラインに沿って実施３　吹奏楽再開にあたっては、以下の条件を守ること1. 周辺に配慮の上、飛沫の飛散に特段の注意を払うこと

(2) 水や唾により床面が濡れることがないよう受け皿や吸水　　シート等を持参すること(3) 使用済みの吸水シート等は、各自がビニール袋などに入れて持ち帰ること(4) 演奏時以外は、可能な限りマスクを着用すること(5) 練習前後、休憩中の密集や大声での会話は避けること | 令和2年10月より利用可(アカデミー施設は9月)  |
| **No** | **利用目的** | **利用条件** | **10/4****変更点** |
| 7 | 歌唱・コーラス・詩吟・謡曲 | 「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン（第３版2021年６月７日改定　一般財団法人全日本合唱連盟）」に以下の条件を加える。１　施設内では練習の有無を問わず、必ずマスクを着用すること２　マスクは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないように覆った）に則った形状のものを使用すること３　練習時は指揮者・伴奏者と団員との距離を３ｍ以上確保するとともに、団員間では前方向で２ｍ以上、左右方向で1.5m以上の距離を確保し、可能であれば、前後の列は互い違いにすること４　楽譜等は共有しないこと５　練習前後や休憩中においてもマスクは必ず着用し、休憩中の密集や大声での会話は控えること６　連続した練習は30分以内とし、５分以上の換気を行うこと | 利用再開 |
| 8 | 演劇・朗読 | 「７歌唱・コーラス・詩吟・謡曲」の利用条件に以下を加える。７　対面での練習は行わないこと８　人との接触は行わないこと | 利用再開 |
| 9 | 吹矢 | １　人との接触や会話は、必要最低限度に留めること２　的と的の間隔を２ｍ以上とれるレーン設置をすること３　吹く距離は全員同じ距離とすること４　団体で消毒液を準備し、交代前後に吹いた本人が的を消毒するとともに手指消毒を行うこと５　筒及び筒立て、クリーナーは共通で使用せず、管理を徹底すること６　床に落ちた撥ね矢はその後の練習で使用しないこと７　20～30分毎に５分以上の換気を行うこと８　練習前後や休憩中においてもマスクは必ず着用し、休憩中の密集や大声での会話は控えること | 利用再開 |
| 10 | 着付け | １　定期的な換気を行うこと２　近距離での会話を避け、人との接触は必要最低限度に留めること３　施設内では必ずマスクを着用すること４　会場使用前後はもとよりこまめな手指消毒を行うこと | 利用再開 |
| 11 | カラオケ | １　施設内では、必ずマスクを着用すること２　マスクは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないように覆った）に則った形状のものを使用すること３　団体で消毒液を準備し、マイクを含むカラオケ機材を使用するごとに手指消毒を行うこと４　マイクを含むカラオケ機材は使用の都度、専用の除菌スプレーや消毒液等で消毒すること。なお、消毒液等は団体が用意すること５　複数人で歌う場合は、向き合わずに２ｍ以上の間隔を置くこと６　歌い手と聴き手の距離は３ｍ以上空けること７　休憩中においてもマスクは必ず着用し、休憩中の密集や大声での会話は控えること８　30分ごとに、５分以上の換気を行うこと | 利用再開 |
| 12 | 料理、飲食を伴う会議 | 当面の間利用不可 |  |

* ウイルスの消毒・除菌方法については、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html>などを参考にしてください。また、機器類の消毒等にあたっては製品ごとに異なりますので、各施設にご確認ください。（直接消毒液を吹きかけるのは故障の原因となりますのでおやめください）